

「早めのライト点灯」と「ハイビームの適切な使用」

ライト点灯時間の目安

9月 午後5時

10月 午後4時30分

重大交通事故を起こさないための 安全SNS運転



安全SNS運転とは、岐阜県内の交通死亡事故の特徴を分析した結果と事故防止のために必要な要素「スロー」「ナロー」「ストップ」の頭文字を組み合わせたもので、語源となるソーシャル・ネットワーキング・サービスのように人の生活中に定着させ、より広く拡散していくことを狙いとしています。



岐阜県警察交通安全情報
X公式アカウント



安全SNS運転動画

S

ポイント ①

スロー

速度は控えめでSLOWドライブ

N

ポイント ②

ナロー

住民生活域での狭い道路 (NARROW) では慎重にナロー

S

ポイント ③

ストップ

交差点ではしっかり停止 (STOP) して安全確認

※詳しくは岐阜県警察本部交通部交通企画課(058-271-2424)へお問い合わせください。

交通遺児激励金へのご寄附のお願い

岐阜県では、皆様からの善意のご寄附をもとに、毎年5月5日のこどもの日に合わせ、県内にお住いの交通遺児の方々に対して激励金を支給しています。

趣旨に賛同いただき、ご寄附をくださる方は、

岐阜県環境エネルギー生活部県民生活課(TEL058-272-8205)までご連絡ください。

ご寄附いただきました皆様、誠にありがとうございました

Dream Power 実行委員会／(一社)岐阜県道路交通安全施設業協会／脇若 保雄／NPO法人ぎふ長良川走ろう会／ヤマトホールディングス(株)／岐阜県民共済生活協同組合／中濃消防組合交通安全青年部会／田中 英次／池田町交通安全協議会各支部／十六リース(株)／(一社)岐阜県自動車会議所／全国共済農業協同組合連合会岐阜県本部／その他2名

(令和6年度中・順不同、敬称略)

岐阜県交通安全対策協議会

事務局：岐阜県環境エネルギー生活部県民生活課 交通安全・コミュニティ係 TEL：058-272-8205



令和6年度 JA 共済小・中学生交通安全ポスターコンクール岐阜県警察本部長賞
瑞穂市立南小学校3年生(受賞当時)松永みずきさんの作品

令和7年 秋の全国交通安全運動

令和7年 9月21日(日)～9月30日(火)

交通事故死
ゼロを目指す日

9月30日(火)

運動の重点

- 歩行者の安全な道路横断方法等の実践と反射材用品や明るい目立つ色の衣服等の着用促進
- ながらスマホや飲酒運転等の根絶と夕暮れ時の早めのライト点灯やハイビームの活用促進
- 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底とヘルメットの着用促進

活動の重点 ①

歩行者の安全な道路横断方法等の実践と
反射材用品や明るい目立つ色の衣服等の着用促進

推進項目1

歩行者の交通ルールの理解・遵守の徹底

道路を横断する際は、横断する意思を運転者に明確に伝え、安全を確認してから横断しましょう。

推進項目2

歩行者の交通事故防止対策

外出の際は、反射材用品やLEDライト、明るい目立つ色の衣服の着用に努めましょう。

こどもや高齢者、障がいのある人が道路を横断しようとしている場合には、声掛け、誘導するなど、地域一体となった交通安全活動を推進しましょう。



活動の重点 ②

ながらスマホや飲酒運転等の根絶と
夕暮れ時の早めのライト点灯やハイビームの活用促進

推進項目1

ながらスマホの根絶

運転中のスマートフォン等の使用は、危険な行為ですので絶対にやめましょう。

推進項目2

飲酒運転の根絶

ハンドルキーパー運動の促進など、地域・職域等での飲酒運転根絶に向けた意識向上に努めましょう。

推進項目3

妨害運転等の防止対策

ドライブレコーダーの取り付けや「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転に努めましょう。

推進項目4

夕暮れ時以降の交通事故防止対策

夕暮れ時の早めのライト点灯やハイビームを活用した運転に努めましょう。

推進項目5

運転者の歩行者優先意識等の徹底

横断歩道は、歩行者が最優先です。横断歩道における歩行者の安全を確保しましょう。

推進項目6

後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用と チャイルドシートの正しい使用の徹底

シートベルト等は、命を守る命綱です。全ての座席で正しく使用しましょう。

推進項目7

高齢運転者の交通事故防止対策

加齢に伴う身体機能の変化が運転に与える影響を理解し、安全に運転しましょう。

推進項目8

二輪車の運転者に対する広報啓発

ヘルメットの正しい着用やプロテクターの着用で、交通事故の場合の被害軽減に努めましょう。

活動の重点 ③

自転車・特定小型原動機付自転車の
交通ルールの理解・遵守の徹底とヘルメットの着用促進

推進項目1

自転車利用時の交通ルールの理解・遵守の徹底と新たなルールの周知

自転車は、原則として車道通行、車道は左側通行、歩道は歩行者優先など、「自転車安全利用五則」に従って、交通ルールを守って利用しましょう。令和8年4月1日より自転車の違反行為に交通反則通告制度(青切符)が導入されます。

推進項目2

自転車利用者の乗車用ヘルメット着用促進と安全確保対策

自転車を利用するときは、必ず乗車用ヘルメットを着用しましょう。自転車事故被害者救済のため、自転車損害賠償責任保険等に加入しましょう。自転車の両側面に反射器材を備え、自転車の定期的な点検整備に努めましょう。

推進項目3

特定小型原動機付自転車利用時の交通ルールの理解・遵守の徹底とヘルメットの着用促進

特定小型原動機付自転車には、定められたルールが適用されますので、利用する際は、車両区分や交通ルールをしっかりと確認し、安全運転に心がけましょう。また、交通事故の被害を軽減するために、乗車用ヘルメットを着用しましょう。

地域ぐるみの見守り活動

『ながら見守り』で交通事故や犯罪からこどもたちを守りましょう!
登下校の時間帯に合わせて、



外に出て
花の水やりをする



家の前で
掃除をする



犬の
散歩をする

など、時間と場所を工夫して、何かをしながらこどもたちを見守りましょう。